

役員退職金支給規程

（規程 類第2号）

（目的）

第1条 この規程は、財団法人原子力安全技術センター（以下「センター」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の退職金の支給について定めることを目的とする。

（支給額）

第2条 役員が退任若しくは死亡し又は解任されたときは、その者の退任時若しくは死亡時又は解任時（以下「退任時等」という。）における本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に在任月数を乗じて得た額以内を退職金として支給する。ただし、当該役員が引き続き再任されて役員給与規程（別表）に定める区分（以下「区分」という。）が異動した場合においては、それぞれその者の異なる区分別の退任時等における当該区分の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に当該在任月数を乗じて得た額の合計額以内を退職金として支給する。

2 第1項の規定にかかわらず、当該役員がセンター寄附行為第19条の規定に基づき、役員としてふさわしくない行為があると認められ、解任された場合にあっては、当該役員には退職金を支給しない。

（再任等の取り扱い）

第3条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役位の役員に任ぜられたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在任したものとみなす。

2 任期満了の日以前又はその翌日において役位の異なる役員に任ぜられたときも同様とする。

（在任期間の計算及び特例）

第4条 在任期間及び役位別在任期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦日に従って計算するものとし、1ヵ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1ヵ月として計算するものとする。

2 前項における月数の計算において、役位別在任期間の合計月数が役員としての実在任期間の月数を超えるときは、役位別在任期間のうち、端数の小さい在任月数から当該超える月数に達するまで順次1ヵ月を減ずるものとし、この場合において端数の等しいものがあるときは、後の役位別在任期間の在任月数から同様に1ヵ月を減ずるものとする。

（退職金の支給）

第5条 退職金の支給は、第2条第2項に規定する場合を除き、役員が退任し又は解任されたときにはその者に、死亡したときにはその者の遺族に、法令に基づきその者の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位のものが2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成7年12月1日から施行する。
- 2 従前の役員退職金規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に在任する役員の退職金の支給額は、施行日の前日までの在任期間にあつては、第2条第1項中、「100分の12.5」とあるのは「100分の25」と読み替えて、又、施行日以降の在任期間にあつては第2条第1項の規定を適用して支給するものとする。